

船橋市立葛飾中学校

部活動の活動規定(部活動ガイドライン)

【葛飾中学校 部活動の活動規定】

1. 活動目標

- ・学年や学級の所属を離れ、同じ目標を持った集団での活動を通して、正しい人間関係を育てると共に、健康な身体及び精神を育て生徒の自主的活動を育成する。
- ・体力、技能を高めるとともに、葛飾中学校の生徒としての誇りを持たせる。

2. 設置部活動について(2024年4月現在)

- 運動系…野球・サッカー・陸上競技男女・ソフトテニス男女・卓球男女・バスケットボール男女・バレーボール男女・剣道男女・柔道男女・ソフトボール
- 文化系…管弦楽・美術・演劇・書道・合唱
- その他…水泳・新体操・バドミントン・硬式テニスなど(大会のみの参加)
※部の増設や廃部を行う場合は、学校長の承認により決定する。

3. 入・退部について

- ①希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出て、担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- ②退部に関しては、本人・保護者・担任・顧問が話し合い、保護者の了承を得て、所定の手続きをとって退部することができる。

4. 活動について

- ①部の活動は、学校教育の妨げにならないように配慮する。
- ②活動の際には、生徒の健康、安全の管理に十分配慮する。また、活動中に怪我・病気などが発生したときは、適切な処置を講ずる。
- ③休養日の設定は、原則平日1日以上、土日祝で1日以上とする。週末に大会等に参加した場合は、ほかの日に休業日を振り返る。また、長期休業中はある程度まとまった休養期間を設ける。ただし、体育館部活については、体育館割の関係で同様ではない。
- ④平日は一般下校10分後から準備・練習・片付けを含めて2時間半程度、学校の休業日には、3時間程度(午前か午後のみ)とする。
- ⑤千葉県教育研究会船橋支会研修日の午後を休養日とする。
- ⑥早帰りの日の体育館部活については最終下校に合わせて2部制・再登校で活動してもよい。

5. 活動できない日・時間について

【活動できない日】

- ①諸活動停止期間(定期テスト3日前)…「休養日」には設定不可ただし、公式大会の日程上、活動の必要がある場合は、保護者及び生徒の了承と学校長の許可を得た場合に限り活動することができる。
- ②全体研修会、職員会議や長期休業中の会議時、入学式(朝)、卒業式(朝・夕)、荒天時など
- ③千葉県教育研究会船橋支会のある日の午後
※学年会や指導部会、専門委員会などの実施日は活動可能であるが、顧問が部員への指示を明確に行った上

で、他部活の顧問やフォロー担当者や部活動担当にも協力を仰ぎ、生徒の安全確保に努力すること。また、式典日の朝は、清掃活動などのお手伝い活動は妨げないものとする。

【時間】

朝練習…顧問が必ずつくこと。活動は7：00以降とする。6：45分以降に登校する。8：00までに活動・片付け・着替えを終え、各学年昇降口に到着するよう指導する。また、8：20からの朝読書をスムーズに行えるよう声掛けと継続的指導をすること。

最終下校時刻…下校の服装に着替えて校門を出る時間

| 月 | 4～9 | 10 | 11～1 | 2 | 3 | 休祝日・長期休業 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 時 刻 | 18：15 | 17：30 | 17：00 | 17：30 | 18：00 | 17：00 |

※最終下校時刻を厳守するよう指導すること。

6. 部活動の運営について

- ①運営費として部費を徴収する際は、適正に管理・処理を行い、会計報告を年度末に行う。臨時徴収についてもその都度同様に行う。
- ②部活動の予算及び徴収した部費については、学校長の承認を得て所定の手続きを踏み、適切に執行する。
- ③対外行事にかかる費用は、自己負担を原則とする。

7. 部活動保護者会について

- 年度当初に部活動保護者会を開催する。その際、部活動の活動方針や部費についての説明を保護者に周知する。

8. その他

- ①「ガイドライン」を遵守し、顧問は「活動予定表及び実績簿」を作成し提出する。
- ②活動の延長は、公式戦またはそれに準ずる活動(コンクールや発表会)に限り30分間認める。ただし、延長日の1週間前までに保護者及び生徒の了承を得た上で学校長の判断を仰ぐこと。最終下校時刻が18：15の期間と土日祝・長期休業中の延長はできない。
- ③鍵の管理を十分に気を付けるよう指導すること。
- ④部活動外部指導者については、学校長が適当と認め、職員会議で承認する。
- ⑤各大会には学校代表として参加する。大会前には、葛生として礼儀(挨拶など)やマナー等を顧問が必ず事前指導する。
- ⑥帰りの会終了後、すみやかに活動場所に移動すること。一般下校時刻が部活動開始時刻となる。活動場所移動後は、教室(学年棟)には戻らない。練習場所・部室・用具は大切に扱い、常に清潔にし、整理整頓に努める。
- ⑦活動は顧問と生徒がそろってから始まる。
- ⑧練習場所・部室・用具は大切に扱い、常に清潔にし、整理整頓に努める。
- ⑨奉仕活動には積極的に参加すること。
- ⑩無断欠席は絶対にしない。休日に欠席や遅刻をする場合には事前に連絡をする。
- ⑪登下校については、交通ルール・マナーを厳守する。
- ⑫朝練習後、着替えが必要な場合は各活動場所で済ませ、8時20分には読書を始められるようにする。
- ⑬休日部活動に参加する場合は朝の健康観察を行い、無理して参加させない。
- ⑭休日校舎内に入る場合は鉄扉より入りし他の場所から入らない。戸締まりは顧問が責任を持って行う。(開けっ放し厳禁)
- ⑮上記内容を著しく逸脱した部活動については、活動停止等の処置を行う場合もある。